

令和 5 年 6 月 30 日

宮城県上工下水一体官民連携運営事業
モニタリング結果月次報告書
(令和 5 年 4 月度)

宮城県企業局水道経営課

実施契約書第 69 条第 1 項に基づき実施した、宮城県上工下水一体官民連携運営事業の運営状況に係る令和 5 年 4 月度のモニタリング結果は下記のとおりです。

記

1. 経営に係る業務

- ・ 法人及び全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

2. 維持管理に係る業務

(1) 水道用水供給事業

- ・ 令和 5 年 4 月 8 日に大崎広域水道用水供給事業麓山浄水場の中央監視装置において、「流量調節弁」にて涌谷受水点への送水流量の調整を行う際に、誤った操作により送水流量を急激に変化させたことで、送水管内に付着する濁質が水道用水に遊離し、水質基準の一つである濁度が法定基準（濁度 2 度以下）より厳しく定めた県の独自基準（濁度 0.1 度以下）を超過したものの。

なお、法定基準を超過した水道用水の供給は行っておらず、また断水も発生していない。本事案はモニタリング基本計画書第 3. に規定する要求水準違反レベル 3 に該当することから、令和 5 年 4 月 19 日付けで運営権者に対して改善命令を通知しており、その後適切に改善措置が講じられていることを確認した。

- ・ 令和 5 年 4 月 11 日に仙南・仙塩広域水道用水供給事業南部山浄水場の中央監視装置において、誤って高区調整池の小水力発電機を緊急停止させたことを指摘した。
なお、再起動後の小水力発電機の運転には支障がないことを確認した。

(2) 工業用水道事業

- ・ 全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

(3) 流域下水道事業

- ・ 全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

3. 改築に係る業務

(1) 水道用水供給事業

- ・ 全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

(2) 工業用水道事業

- ・ 全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

(3) 流域下水道事業

- ・ 全ての事業において、要求水準を満足していることを確認した。

4. その他の業務

(1) 土地、建築物及び工作物等貸付業務

- ・ 当月において、該当する項目は無かった。

(2) 関連業務

- ・ 全ての業務において、要求水準を満足していることを確認した。

(3) 任意事業

- ・ 当月において、該当する項目は無かった。

5. 参考資料

- ・ 県によるモニタリング確認様式 一式
- ・ 水質検査結果 一式

以上